

事業所名	フレズポートふなおか		公表日		令和8年 3月 24日	
	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点	
環境・体制整備	1	利用定員が発達支援室等のスペースとの関係で適切であるか。	4	1		それぞれの児童の成長をうかがうともう一部屋あると良い。
	2	利用定員やこどもの状態等に対して、 職員の配置数は適切であるか。	4	1	常に人員配置の基準を守り営業しており、その場その時の状況に合わせて安全を担保できるよう配置している。	
	3	生活空間は、こどもにわかりやすく構造化された環境になっているか。また、事業所の設備等は、障害の特性に応じ、バリアフリー化や情報伝達等、環境上の配慮が適切になされているか。	5		様々なコミュニケーションツール（絵カードや文字ボード、など）のほか、知育時計などお子様の目の届くところに配置していたり、お子様それぞれの障害特性にあったコミュニケーション方法・行動方法でできるだけ不便のないよう活動できるように環境に配慮している。	それぞれの児童のスキルレベルにあわせて、左記の工夫を随時適正に更新していく。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、こども達の活動に合わせた空間となっているか。	5		日々の清掃・消毒に加え、お子様それぞれの心身への負荷が軽減できるように環境への配慮（視覚・聴覚・スペースの広さなど）している。	感染症予防の観点から消毒・清掃方法のより効果的な方法についてはこれまで通り研修等を通じながら取り入れていく。
	5	必要に応じて、こどもが個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっているか。	5		全部屋開放し、さらにバーテーション等を活用してそれぞれの児童が過ごしたい各々の場所の選択肢を増やし対応している。	相談室や事務室を児童に開放しているが、もう少し部屋数が多いとなお良い。
業務改善	6	業務改善を進めるためのPDCA サイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画しているか。	5		定例の支援会議（全職員参加）等の機会にて児童それぞれへの支援提供をはじめ、運営業務等に関する計画・実行・評価・改善について話し合い方策案を実行していくことで業務改善（効率化）や支援の質の向上に繋げている。	
	7	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	5		全体ミーティングや自己評価総括を作成する場において、保護者の意向等を全職員で把握し、皆さんからの声を反映した支援体制づくりを行っている。	
	8	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	5		全職員が参加して様々な意見交換する場・時間を日常に設けており、そこで出た意見などを全員で検討し、より良い業務改善案についてはすぐに取り入れ実行するようにしている。	
	9	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。	2	3	現在において外部評価は行っていない。	第三者評価については同組合運営の他複数施設とあわせて実施する方向。
	10	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	5		実施している。それを支援会議を通して職員間で共有している。	
	11	適切に支援プログラムが作成、公表されているか。	5		当事業所のホームページに掲載するとともに事業所に掲示し公表している。	
	12	個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成しているか。	5		それぞれ児童の日々の様子、ご家庭での状況から現在のニーズや課題は何かを分析・アセスメントし、計画を作成している。	
	13	放課後等デイサービス計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	5		支援会議を通して、各々児童への支援についての情報を共有しているほか、日常において適宜支援についてミーティングを実施している。	
	14	放課後等デイサービス計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	5		作成段階よりそれぞれお子様の計画内容について全職員間で共有し、日々の支援にあたっている。	途中で計画内容に変更が必要になった際も随時変更を迅速に情報共有する。
	15	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	5		事業所オリジナルのアセスメントツールを使用している。	個別支援計画作成前に小さな変化・成長の兆しを確認・把握できるようアセスメントの項目を詳細情報をつかめるものに随時工夫していくようにする。

適切な支援の提供	16	放課後等デイサービス計画には、放課後等デイサービスガイドラインの「放課後等デイサービスの提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、こどもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか。	5		当事業所の個別支援計画は左記にもあるとおりガイドラインを順守した内容の様式を使用している。そして児童の成長と将来的なビジョンを見据えた具体性・実現性を重視した内容で作成している。	
	17	活動プログラムの立案をチームで行っているか。	5		活動内容については個人の主観に偏らないよう全職員がチームで各々児童の興味・嗜好など検討し、また児童からの希望も参考に実施するようにしている。	
	18	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか。	5		お子様の効果的なスキルアップや心身の成長を促すため、お子様の負荷の程度（心身のストレス負荷）などに注意し、固定化したものを継続しないように努めると共に、同じ設定活動でも内容に変化を加えるようにしている。	今後においても左記の内容に注意しながら、より効果を得られる活動提供の仕方を研究・模索し提供していく。
	19	こどもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成し、支援が行われているか。	5		個別、集団活動でのお子様それぞれの課題についてを計画に盛り込み、課題解決に向けた支援提供に努めている。	
	20	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	5		ほぼ毎日、全職員が業務にあたっており営業開始前にはミーティングの時間を設け情報共有、当日の支援に向けての準備を行っている。	
	21	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	4	1	上記と同様に営業終了前に振り返りを行っているが、お子様の利用終了時間が営業終了時間間近になることもあるので、その際は翌日に情報共有をするなどの工夫をしている。	
	22	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。	5		お子様のその日の様子について、個別に記録をしており、特に重要なケースについてはフラグをつけて詳しく記載するようしており、支援会議時には資料としてまとめて全記録から抽出し検証・改善につなげている。	
	23	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	5		半年に一度、見直しを行っている。	
	24	放課後等デイサービスガイドラインの「4つの基本活動」を複数組み合わせ支援を行っているか。	5		「創作活動／余暇の提供／自立支援と日常生活の充実のための活動／地域交流の機会の提供」それぞれに関しての当事業所で提供可能な様々な活動を1日のうちに2つを設定活動として組み合わせ一定期間のスケジュールで提供するようにしている。	
	25	こどもが自己選択できるような支援の工夫がされている等、自己決定をする力を育てるための支援を行っているか。	5		当事業所の発達支援で重要視していることは、言語コミュニケーションの他、お子様が選ばれたAACについてのスキルアップを支援のねらいとしており、お子様の自発的な自由な選択を常に尊重し、そして生まれるコミュニケーションの機会からの成功体験→学びを積んでいただくということを日常の支援で行っています。	お子様の自己決定は大いにしていただきながらも、お子様ご本人や他者の不利益になる選択についてはそのエラーを逆行連鎖などの技法を用いながら、お子様の心身の負担がかからないように修正をしていくことが必要であり、支援者もそういった技法についての技術研鑽をしていけるよう研修の機会を設けていく。
関	26	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。	5		基本的にお子様の会議については児童発達支援管理責任者が出席している。	
	27	地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	5		必要に応じ行政・医療機関・学校・相談支援事業所…等と連携・協働し、開催される担当者会議などに当事業所も加わり、お子様にとってより良い支援方法をとる体制が整っている。	
	28	学校との情報共有（年間計画・行事予定等の交換、こどもの下校時刻の確認等）、連絡調整（送迎時の対応、トラブル発生時の連絡）を適切に行っているか。	5		必要に応じて随時連絡を取り合い情報共有を行っている。	
	29	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めているか。	4	1	サービス利用前には保育所等に見学に行き、実際にお子様の様子の確認と、担当の先生方から園での様子をうかがい、利用初日からスムーズな利用ができるよう準備し努めている。	就学前の事前のやりとりはあるが就学後はお子様の移行とともに徐々に連携が解除されていく傾向にある。

係 機 関 や 保 護 者 と の 連 携	30	学校を卒業し、放課後等デイサービスから障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等しているか。	5		依頼に応じたサービス担当者会議への出席に加え、支援内容については共有可能な情報（本人・保護者に確認）のみ提供している。	
	31	地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要等に応じてスーパーバイズや助言や研修を受ける機会を設けているか。	2	3		現在、地域においては児童発達支援センターの設置検討をしている段階であり、この先に設置された場合には左記のような機会について検討していく。
	32	放課後児童クラブや児童館との交流や、地域の他のこどもと活動する機会があるか。	4	1	・散歩などの外活動（公園などの目的地）においては地域の子ども達と交流することが出来ていた。	インクルージョンを進めていく役割を感じながら、今後においても児童同士が交流する機会をうかがっていく。
	33	（自立支援）協議会等へ積極的に参加しているか。	5		五泉市障がい者総合支援協議会 こども部会に参加している。	当事者からの様々な声を直接うかがう機会が多い通所支援事業者の視点から、地域課題を部会に届けていく。
	34	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達状況や課題について共通理解を持っているか。	5		お迎えの際などその日その日のお子様の様子についてお伝えし、共通理解に努めている。	
	35	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	5		おもに行政から届く保護者向けの各種研修会（ペアレント・トレーニング等）の開催案内は事業所に掲示し、研修内容へのお問合せには説明し案内している。	
保 護 者 へ の 説 明 等	36	運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	5		契約時、各ご家庭に説明している。報酬決定が行われた際など加算や利用料の変更に関することについては随時保護者へ説明し確認いただいている。	
	37	放課後等デイサービス計画を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、こどもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	5		個別支援計画を作成するにあたり、ご利用いただいている日常において、直接伝えられる…または間接的にうかがえるさまざまなヒントから、ご本人・ご家族の意向を計画に反映して作成している。	
	38	「放課後等デイサービス計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から放課後等デイサービス計画の同意を得ているか。	5		各ご家庭にお時間を作っていただき、事業所にて面談時間と場所を設け、前期の評価と新しい個別支援計画を前に説明と確認を行っている。	
	39	家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要な助言と支援を行っているか。	5		ご家族によるお迎えの時間を利用して左記に関する相談をうかがうこともあれば、ご家庭から電話でタイムリーな相談を受けることもある。適宜応じながらご家族の声を傾聴しつつどうすればよいかを保護者と一緒探して答えを導き出すように対応している。また電話以外にも必要に応じては面談の機会を設け、課題解決に必要な関係者（担当相談員など）にも同席してもらい相談に応じている。	
	40	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機軸を設ける等の支援をしているか。	1	4		実施していないが、利用児童がほぼ同じ学校であり、それぞれ保護者同士で面識・交流がある。また全体行事の盆踊り大会などではご家族でお越しいただくこともあり、交流の場となっていた。「必要ない」とのご意見をいただいたこともあるが、ご家族同士・ご兄弟同士の交流の場についてはお子様・ご家族支援において大切な一面として各ご家族のニーズを聞きながら機会をうかがっていく。
	41	こどもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	5		利用契約時に苦情受付窓口・苦情解決責任者についての説明に加え、直接言いにくい事のために意見箱を設置していることを含めてお伝えしている。	
	42	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。	5		毎月、お便り（活動・行事・訓練内容・その他お知らせ…等）を発行し各ご家庭に配布している。	
43	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	5		年度初めに個人情報の取扱いについての確認を保護者と交わしている。		

	44	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	5		お子様それぞれにとって有効なコミュニケーション手段に対応できるよう支援側の学びを含めており、また、事業所環境においてもお子様への伝達についてははっきりとしたメッセージが伝わる手段（視覚構造化など）でわかりやすさを重視した配慮をもって環境整備している。	
	45	事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を図っているか。	5		運営組合が同じ全施設と地域との合同行事（地域合同防災訓練、盆踊り大会、さいの神）が毎年恒例で開催され、定期的な地域交流の場となり機会となっている。	
非常時等の対応	46	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	4	1	左記の各種マニュアルはすべて備わっており、全職員に周知した場所に設置され、各種マニュアルの内容を全職員で確認している。	今後も訓練を重ね、全職員がマニュアルを参考にリスク回避の行動が迅速にとれるようにし、マニュアルも随時更新していく。
	47	業務継続計画（BCP）を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	5		策定してある各種BCPの年間計画に沿って定期的に点検と訓練を実施している。	各種BCPは必要に応じて定期的な内容更新を実施し、全職員は更新された内容（点検・訓練内容等含む）に対応していく。
	48	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認しているか。	5		契約時や面談時に加え、定期受診後のお子様の服薬状況や健康状態等についてを保護者からうかがい把握している。また利用当日の体調については保護者・学校から申し送りを受けながら支援提供している。	お子様の健康状態に関することを利用の前に随時確認していけるよう体制（医療に関する情報の共有）を連絡もれないよう注意していく。
	49	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか。	5		今現在食物アレルギーのあるお子様は利用していないが、利用される場合は契約時にアレルギーの有無を確認し、対応が必要な場合については保護者とやりとりし、加えて医師の指示書に基づいた対応をとっていく。	利用中のお子様について、成長とともに体質が変わってなどのアレルギー発症については随時、利用の前に確認できるよう体制（保護者との医療に関する情報の共有）を整えていく。
	50	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	5		策定してある安全計画の年間スケジュールに沿って、お子様の活動場所等の安全点検を実施し、より安全な支援環境を整備しながら運営している。	安全計画は必要に応じて定期的な内容更新を実施し、全職員は更新された内容（点検・訓練内容等含む）に対応していく。
	51	こどもの安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全計画に基づく取組内容について、家族等へ周知しているか。	5		毎月の避難訓練の様子をお便り等で周知している。	当事業所だけの訓練で終わらず、日頃よりお子様やご家族が各ご家庭においても防災意識をもって過ごしていただけるよう努めていく。
	52	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	5		定期的に支援会議を行い、その中でヒヤリハットの検証と、リスク回避の対応について検討し今後の対応策を実施している。	事故にならなくてよかったではなく、事故回避のためのヒントをヒヤリハットから学び、安全管理の強化により努めていくという事業所の姿勢を保っていく必要がある。
	53	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	5		定期開催の関係施設部署全体での虐待防止委員会への参加に加え、虐待防止について支援会議の中で定期的に話し合いをし、職員全員の意識向上に努めている。	全職員の虐待防止の意識・緊張感が下がっていかないように、定期的に虐待について事業所全体で考える機会を設けていく。
54	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載しているか。	5		身体拘束が必要な状況が発生する場合、当事業所運営組合の虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会での検討に加え、利用側への十分な説明と許可・医師の許可…という手続きを経て身体拘束は実施され、また身体拘束を徐々に解除する方向で個別支援計画に記載した上で実施される手続きが必要であるが、過去～現在においても対象となる児童はいない。		